

日本英語教育史学会会則

第1条 本学会は日本英語教育史学会と称する。

第2条 本学会は日本英語教育史研究の促進、会員相互の研究の交流ならびに親睦を図ることを目的とする。

第3条 本学会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 総会および研究発表会の開催
2. 研究紀要および会報の発行
3. その他本学会の目的達成に必要と認められた事業

第4条 本学会の会員になるには、所定の入会手続きをとらなければならない。

第5条 (1) 本学会の最高意思決定機関は総会とする。総会は年1回開催する。
(2) 本学会の事業および運営は総会において決定する。

第6条 本学会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 理事 若干名 評議員 若干名
幹事 若干名

第7条 (1) 会長の任期は2年とし、立候補者の中から総会で選出する。再任は妨げない。
(2) 会長は、総会の承認のもとに副会長を委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。任期は2年とし、再任は妨げない。
(3) 会長は、総会の承認のもとに理事を委嘱する。会長は副会長・理事を含めた理事会を組織し、本学会の重要事項を審議する。
(4) 会長は、総会の承認のもとに、理事より事務局長を委嘱する。事務局長は会の事務を統括し、会員より幹事若干名を事務局長補佐として委嘱する。
(5) 会長は、総会の承認のもとに評議員を委嘱することができる。評議員は、会の運営に関し、理事会の求めに応じて助言を行う。
(6) 会長は、理事会の承認のもとに論文審査委員長ならびに論文審査委員を委嘱する。論文審査委員長は論文審査委員会を招集し、紀要投稿論文の審査

を行う。

(7) 会長は、理事会の承認のもとに、論文審査委員より紀要編集委員長を委嘱する。紀要編集委員長は編集委員会を組織し、紀要編集を行う。

(8) 会長は、学会運営にかかる調整のため、正副会長と事務局長からなる三役会議を招集することができる。三役会議の決定事項は、理事会に報告するものとする。

第8条 本学会に顧問・名誉会長をおくことができる。顧問・名誉会長は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問・名誉会長は、会の運営に関し、会長の求めに応じて助言を行う。

第9条 (1) 本学会の経費は会費その他の収入をもってこれに当てる。

(2) 会費は年額 5,000 円とする。但し、学生・大学院生は 3,000 円とし、入会 2 年目より徴収する。

第10条 (1) 本学会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(2) 本学会に、役員とは別して会計監査 2 名をおく。会計監査は、毎会計年度終了後、その監査を行い、総会において会計監査報告を行う。

(3) 会計監査は、会長の委嘱により総会において選出する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

付 則 (1) 本会則は 1984 (昭和 59) 年 12 月 8 日に制定し、同日より施行する。

1987 (昭和 62) 年 5 月 10 日 一部改正。「日本英語教育史研究会」を「日本英語教育史学会」と改組・改称。

1995 (平成 7) 年 5 月 20 日 一部改正。

2000 (平成 12) 年 5 月 20 日 一部改正。

2008 (平成 20) 年 5 月 18 日 一部改正。

2014 (平成 26) 年 5 月 17 日 一部改正。

2015 (平成 27) 年 5 月 16 日 一部改正。

2016 (平成 28) 年 5 月 14 日 一部改正。

(2) 本学会の事務局は事務局長の勤務先または自宅とする。

(3) 本会則の改正は総会の決議による。